

第107回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：令和2年9月7日（月） 13:30～14:45
2. 開催場所：日本電気協会 BC会議室+Web
3. 出席者：（敬称略）
 - 【委員長】 横山（東京大学）
 - 【委員】 金子（東京大学）
 - 井上（電力中央研究所）
 - 國生（中央大学）
 - 野本（東京大学）
 - 望月（大阪大学）
 - 横倉（武蔵大学）
 - 吉川（京都大学）
 - 今井（神奈川県消費者の会連絡会）
 - 大河内（主婦連合会）
 - 菅（電気事業連合会）
 - 高尾（山本委員代理：東京電力ホールディングス）
 - 川北（中部電力パワーグリッド）
 - 土井（関西電力送配電）
 - 近藤（電源開発）
 - 礪（日本電機工業会）
 - 横山（日本電線工業会）
 - 阿部（日本配線システム工業会）
 - 本多（電気保安協会全国連絡会）
 - 中尾（西村委員代理：日本電設工業協会）
 - 松橋（全日本電気工事業工業組合連合会）
 - 藤原（電気学会）
 - 花井（日本機械学会）
 - 都筑（日本電気協会）
 - 三村（森本委員代理：電気設備学会）
 - 鶴崎（日本ガス協会）
 - 中澤（火力原子力発電技術協会）
 - 長谷川（爾見委員代理：発電設備技術検査協会）
 - 大岡（日本非破壊検査協会）
 - 柴田（日本風力発電協会）
 - 田村（日本内燃力発電設備協会）
 - 加曾利（日本電気計器検定所）
 - 鷺津（電気工事技術講習センター）
 - 【顧問】 日高（東京電機大学）

【委任状提出】大崎（東京大学）、石井（全国電気管理技術者協会連合会）、松村（日本電力ケーブル接続技術協会）、石出（日本溶接協会）、川原（電力土木技術協会）

【説明者】 送電専門部会：宮原（日本電気協会）
発変電専門部会：梯（関西電力送配電）、岡本（日本電気協会）

【事務局】 吉岡、五十嵐、小林、田弘（日本電気協会）

4. 配付資料：

資料 No.1-1 日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和2年9月7日現在）

資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程

資料 No.1-3 第106回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）

資料 No.2 「変電所等における防火対策指針」（JEAG 5002-2014）改定（案）の審議・承認のお願いについて

資料 No.3 JESC規格の内容確認に関する報告について（JESC E3002（2001））

資料 No.4 JESC E3002（2001）『「鉄塔用690N/mm²高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用』の内容確認に関する技術評価書（案）

資料 No.5 電気設備の技術基準の解釈の改正及びJESC規格との関連付けに関する要請文（案）

資料 No.6 外部への公告案について

資料 No.7 前回（第106回）JESCで承認された民間規格の改定に関する外部公告の結果

資料 No.8 国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より本日の出席者（委任状、代理出席者含め38名の出席）が、規約で定める定足数26名（委員総数の3分の2以上）を満たすことが報告され、委員会の成立が確認された。

5-2. 議題及び配付資料の確認

事務局より議題及び配付資料の内容について説明があった。その後、本日の議題が資料No.1-2の競争法コンプライアンス規程第4条（禁止事項）にあたらぬことが委員会で確認された。

5-3. 第106回委員会議事要録案の確認 （審議）

事前配布した資料No.1-3の第106回委員会議事要録案について、最終的な確認が行われた。審議の結果、以下の訂正を行い、議事要録は承認された。

- ・出席者に日高顧問（東京電機大学）を追記。

5-4. 「変電所等における防火対策指針」(JESC E0012)の改定について(地上変圧器等の水害対策に係るもの) (審議)

発電専門部会より、資料No.2に基づき、「変電所等における防火対策指針」(JESC E0012)の改定について説明があった。

審議の結果、本件は承認された。

以下に主な質疑応答を示す。

(質問 Q、回答 A)

Q1: 資料No.2にある「変電所等における火災の実態調査結果」には、2007年の新潟県中越沖地震において、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所の変電設備が火災となった事象が反映されていないように見受けられる。この防火対策指針は原子力発電所の変電設備は対象外なのか。

A1: 従来から原子力発電所の変電設備は調査対象外となっている。

Q2: この防火対策指針の規格番号について、議事次第では JESC 番号が記載されているが、資料No.2を確認すると JEAG 番号が記載されている。これらは同一の指針を示しているということでしょうか。

A2: 委員会で承認されれば JEAG 番号に加え、JESC 番号も付与されることになっている。議事次第の JESC 番号と資料No.2の JEAG 番号は同一の指針という認識でよい。

5-5. 電気設備の技術基準の解釈に引用されている JESC 規格の内容確認に関する報告について(送電専門部会) (審議)

送電専門部会より、資料No.3に基づき、JESC E3002(「鉄塔用 690N/mm²高張力山形鋼」の架空電線路の支持物構成材への適用)に関する定期報告について説明があった。その後、当該 JESC 規格を第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系(民間規格等のリスト化)に沿って、国へ要請を行うため、事務局より作成された技術評価書(案)(資料No.4)および国への要請文書(資料No.5)について説明があった。

審議の結果、本件は承認され、30日間の外部公告を経て、新たに設置された民間規格等プロセス評価委員会で審議されることとなった。

以下に主な質疑応答を示す。

(質問 Q、回答 A)

Q1: JESC E3002は、JSS規格(日本鋼構造協会規格)の大部分を引用している規格と理解してよいか。

A1: そのとおり。

Q2: JSS規格で引用されている JIS規格について、既に廃止となったものがあると認識している。その取扱いについてどのように考えたらよいか。

A2: 資料No.3の31ページから JSS規格と JIS規格の内容を比較している。例えば、32ページ、下から4段目の「試験片」という項目で JSS規格は JIS Z 2201を引用しているが、JIS Z 2201は廃止され、JIS Z 2241に移行しているので、これ

については当該規格の内容を確認し、読み替えるという形で JSS 規格を活用できるものと考えている。

Q3：そうすると JSS 規格において「試験片」を適用する場合、JIS Z 2201 と JIS Z 2241 のどちらによればよいのか。

A3：規格の名称、番号は JIS Z 2241 に替わっており、試験片の取り方になるので基本的な考え方は変わっていないと認識している。

Q4：おそらく、JIS Z 2201 は JIS Z 2241 に取り込まれる形で廃止されているかと思うが、規格ユーザーが JSS 規格を確認した際に JIS Z 2241 に読み替えるというのが分かる形になっているのか疑問に思ったので質問をした。

A4：JESC 規格の本文は、資料No.2 の 10 ページであり、JSS 規格はそこで引用されているが、JESC 規格の別紙において、先ほど説明した JSS 規格と JIS 規格の規定内容の比較表を掲載しているので、そこから読み取れると考えている。

Q5：鉄塔用の山形鋼の種類はいくつかあるが、今回の山形鋼だけ JESC 規格として扱っている背景を簡単に教えてほしい。

A5：資料No.2 の 11 ページに制定経緯を記載している。平成 11 年に JSS 規格（日本鋼構造協会）として制定されたが、当時は電技解釈に記載されていない段階であったので、当該規格が解釈に沿った性能を有しているか確認するため JESC で審議され、平成 13 年に JESC 規格として制定された。

Q6：他の材料は、JIS 規格や電技解釈とのつながりがあった一方、JSS 規格は明らかではなかったため、当時 JESC 規格を作成したということか。

A6：そのとおり。

Q7：特に新規の材質が出るなどの大きな変更がない限りこのまま JESC 規格として運用するということか。

A7：基本的にはそのとおり。

Q8：資料No.5 の要請文に記載されている添付資料 2 の「全体評価書」は、資料No.4 の技術評価書ではないのか。

A8：外部公告後、今後開催される予定の民間規格等制改定プロセス評価委員会に向けて資料No.4 の技術評価書を含めた全体評価書を作成する。新たな技術基準の体系（民間規格等のリスト化）に関する要請を国に行う場合は、全体評価書を提出する。

5-6. 外部への公告案について

（審議）

事務局より、資料No.6 に基づき、本日審議した民間規格の改定等の外部公告案について説明があった。

審議の結果、以下の訂正を行い、外部公告案は承認された。

- ・「鉄塔用 690N/mm²・・・」について、「鉄塔用 690N/mm²・・・」のように修正する。

なお、外部公告に関する説明は以下のとおり。

- 民間規格の改定等についてスライド2の文案で、電気新聞及びJESCのホームページにおいてパブリックコメントを9月10日から10月9日まで実施する。
- 外部公告の結果は、事務局で取りまとめメールで委員へ報告する。仮に外部からのコメントで重大な修正が必要となった場合は、次のJESCで再審議となるが、軽微な内容と判断される場合は委員長に一任いただき承認とさせていただきます。

5-7 前回(第106回)JESCで承認された民間規格の改定に関する外部公告の結果

(報告)

事務局より、資料No.7に基づき、前回(第106回)JESCで承認された民間規格の改定に関する外部公告の結果について報告された。

5-8. 本年まで国へ要請した案件及び要請した案件のその後の状況について

(報告)

事務局より、資料No.8に基づき、令和2年まで国へ要請した案件及び要請した案件のその後の状況について報告された。

6. その他

6-1. 委員会の開催日程

事務局より、次回第108回委員会は、令和2年11月5日(木)13:30から開催する予定であることが報告された。

また、その後の予定について以下のとおり報告された。

- 第109回：令和3年1月13日(水)
- 第110回：令和3年3月25日(木)

以上